

訴 状

令和2年1月16日

静岡地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 籠 橋 隆 明

同 弁護士 渡 部 貴 志

同 弁護士 西 岡 治 紀

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

管理型最終処分場の産業廃棄物処理施設設置許可処分取消請求事件

訴訟物の価額 1 6 0 万円

貼用印紙額 1 万 3 0 0 0 円

請求の趣旨

- 1 被告が、株式会社ミダックに対してなした平成30年12月20日付けの廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)15条1項に基づく管理型最終処分場の産業廃棄物処理施設設置許可処分(許可番号180214321号)を取り消す。
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決を求める。

請求の原因

目次

第1	本訴訟の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1	本件訴訟の意義	
2	当事者	
3	本件処分場設置許可に至るまでの経緯	
4	設置許可申請及び設置許可処分	
第2	本件処分場の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	5
1	設置場所	
2	施設の種類	
3	処分される廃棄物	
4	面積	
5	埋立面積	
6	埋立容量	
7	本件処分場の地勢	
第3	原告適格・・・・・・・・・・・・・・・・	6
1	法と原告適格	
2	明らかに含まれる者	
3	生活環境影響調査報告書の範囲に居住する者	
4	水害等災害及び公害の危険等が直接及ぶ者	
5	小括	
第4	本件処分場の有害物質汚染・・・・・・・・	8
1	本件処分場に廃棄される有害物質	
2	各有害物質の危険性	

第5	大気汚染の危険性（本件処分の違法性その1）	10
1	総論	
2	本件処分場による大気汚染	
3	小括	
第6	水質汚染及び地下水汚染（本件処分の違法性その2）	1
1		
1	遮水工破断の危険性	
2	本件処分場区域内における砂利採取調整池の存在による遮水工破断	
3	帯水層の地下水が押し上げられることによる遮水工破断	
4	小括	
第7	災害の危険性（本件処分の違法性その3）	1
4		
1	最終処分場に関する防災上の規制	
2	本件処分場の防災措置	
3	崩壊斜面（本件急傾斜地）の存在	
4	本件急傾斜地崩壊による立板沢川崩壊の危険	
5	小括	
第8	結語	18

第1 本件訴訟の概要

1 本件訴訟の意義

本件訴訟は、浜松市北区引佐町の住民らが原告となり、浜松市北区引佐町奥山1397番195他において設置される管理型産業廃棄物最終処分場（以下「本件処分場」という。）により、周辺住民の生命・身体・財産等に重大な影響を生ずるおそれがあることから、被告が株式会社ミダック（以下「本件事業者」という）に対してなした産業廃棄物処理施設設置許可処分（以下「本件処分」という。甲1）の取消しを求めるものである。

2 当事者

(1) 原告らは、浜松市北区引佐町に居住している者である。

本件処分場周辺区域には奥山、谷沢、狩宿、尾沢、富幕、門前、小齋藤、中村、門真、西四村、伊平、田畑、西黒田などの自治会があり、原告らはこれらの地域に居住する住民である。奥山地区は背山川の下流域である背山、



北洞、尾沢、門前などの地域がある。背山、北洞地区の住民は井戸水を生活用水として利用している。

本件処分場は、三嶽鉦山有限会社（愛知県蒲郡市栄町１８番２号。以下「三嶽鉦山」という。）の採掘場であったところ、平成２０年頃、その跡地に最終処分場とする計画がもちあがった。そこで、原告らが居住する地域では、平成２１年頃から奥山地区自治会を中心に対策を進め、平成２２年に「奥山地区環境保全対策協議会」が発足した。奥山地区自治会長らが役員を務め、地元関係団体により構成されている。

原告らは、本件廃棄物処分場の危険性から、一貫して建設に反対し、処分庁である被告に対し、繰り返し意見書を提出した。また、２３万６５６５名分の反対署名を集め、被告に提出してきた。「奥山地区環境保全対策協議会」では本件事業者に対して繰り返し説明会を求め、問題点を指摘したものの、本件事業者は満足な回答をすることなく今日に至っている。

- (2) 被告は、静岡県浜松市長である。
- (3) 本件事業者は、静岡県浜松市東区有玉南町２１６３番地に本社を置き、産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の収集運搬・処分（中間処理・最終処分）などを業とする株式会社である。

静岡県を中心にいくつか事業所を有しており、静岡県浜松市西区呉松町３６６－１に呉松事業所（最終処分場）があつたが、平成２９年に廃止された。静岡県磐田郡福田町（現磐田市）に福田事業所（焼却処理施設）を開設し、平成１０年から平成１９年まで運営した。平成１３年１２月ころより、愛知県豊橋市東細谷町字一里山２００番地に豊橋事業所を開設している。平成１５年１１月からは産業廃棄物のリサイクル（路盤材の製造）を目的とし、愛知県豊橋市に１００％子会社として株式会社創積を設立したが、平成１８年に吸収合併した。

平成１３年ころ、福田事業所の焼却灰を他社処分しているにも拘わらず、呉松事業所で最終処分したとしてマニフェストを偽装する処理をしていた。この事実は原告らと本件事業者との交渉過程で、内部通報による原告らへの告知によって発覚したものである。

株式会社創積では産業廃棄物のリサイクル材を生産していたが、不合格品は南都興産と新和で最終処分していたとされていたが、平成１８年ころ、一部については実際に呉松処分場でのアスベスト処分の覆土材として利用していた。これは廃棄物の県外（愛知県から静岡県へ）搬入にあたるため、浜松市との間で事前協議が必要であり、産業廃棄物の不適正保管ないし、不適正処理と評価されるものである。

3 本件処分場設置許可に至るまでの経緯

- (1) 平成22年9月27日、本件事業者は、浜松市廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例（以下「浜松市紛争予防条例」という。甲1）5条に基づく事業計画書、及び法15条3項に基づく生活環境影響調査結果報告書（「奥山の杜クリーンセンター設置事業に係る生活環境影響調査報告書」）を提出した。

被告は、同年10月8日付けで、浜松市紛争予防条例6条1項に基づき、本件処分場の敷地境界線から500メートル以内の地域を関係地域（浜松市紛争予防条例2条8号）として定め、同条2項に基づく通知をした。

その後、平成28年6月頃まで、「断層」や「地すべり」を主な争点として、本件事業者と関係住民との間でやり取りがなされた。

そして、平成28年6月17日、本件事業者は、紛争予防条例17条1項に基づく斡旋の申請書を提出し、平成29年1月16日及び同月19日の2回に分けて、現地確認と意見聴取会を実施した。

しかしながら、住民らの質問等に対し、満足いく説明や回答はなされなかった。

- (2) したがって、住民らは、平成31年3月15日、本件処分に対する審査請求を行った。

4 設置許可申請及び設置許可処分

平成29年9月27日、本件事業者は、法15条2項に基づく許可の申請書及び同条3項の生活環境影響調査報告書を被告へ提出した。そして、平成30年12月20日、被告は本件事業者に対し、本件処分を行った。

なお、本件処分がなされる前の平成30年7月19日、本件許可申請区域内において、大規模な地すべり（後述する急傾斜地の崩壊）が発生した。そのため、被告は、本件事業者に対し、本件崩壊の結果について報告書を提出するよう求め、本件事業者は、「三嶽鉦山斜面崩壊照査検討報告書」を提出した。その後、被告は、急傾斜地の崩壊が本件処分を行ううえで影響ないと判断し、本件処分を行うに至った。

第2 本件処分場の概要

- 1 設置場所 浜松市北区引佐町奥山1397番195 外35筆
- 2 施設の種類 管理型最終処分場
- 3 処分される廃棄物

燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む）、汚泥（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む）、廃油（タールピッチ類に限る）、廃プ

プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む）、鋳さい（水銀含有ばいじん等を含む）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）、ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む）、政令第2条第13号廃棄物、特定有害廃棄物等の16品目

- 4 面積 228, 241 m²
- 5 埋立面積 104, 458 m²
- 6 埋立容量 3, 125, 591 m³
- 7 本件処分場の地勢

本件処分場は谷間に進められた採石場跡地である。計画区域内を立板沢川が北東から南西側に流下しており、計画区域南側で準用河川背山川に合流している。背山川は西側に流下し、二級河川神宮寺川に合流したのち、東南に流下し二級河川井伊谷川に合流している。井伊谷川は南進し都田川に合流した後、西進し浜名湖へと注いでいる。



このように計画地域は背山川と神宮寺川に挟まれた領域にあり、区域内に流れる立板沢川処分場区域内では廃棄物投入箇所を迂回するように河川の流れを変更する計画である。

第3 原告適格

1 法と原告適格

法は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としている（1条）。この目的を受けて、「周辺地域の生活環境の保全」（同法15条の2第1項2号参照）するために諸手続を定めている。

また、法その他関係法令に違反した違法な産業廃棄物処理施設の設置許可がされた場合に、当該施設に起因する大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、震動、悪臭等（環境基本法2条、廃棄物処理法施行規則12条の3参照）による被害を直接的に受けるのは、当該施設の周辺の一定範

囲の地域に居住する住民であり、その被害の程度は、居住地が当該施設に近接するにつれて増大するものと考えられる。また、当該施設の周辺地域に居住する住民が、当該地域に居住し続けることにより上記の被害を反復、継続して受けた場合、その被害は、これらの住民の健康や生活環境に係る著しい被害にも至りかねないものである。

したがって、産業廃棄物処理施設の設置許可に関する廃棄物処理法の規定は当該施設の周辺地域に居住する住民に対し、違法な当該施設の設置に起因する大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、震動、悪臭等によってこのような健康又は生活環境に係る被害を受けないという具体的利益を保護しようとするものであるから、この具体的利益は、一般的公益の中に吸収解消させることはできない。

すなわち、設置が許可された産業廃棄物処理施設の周辺に居住する住民のうち当該施設が設置されることにより大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、震動、悪臭等によって健康又は生活環境に係る被害を直接的に受けるおそれのある者は、当該許可の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者として、その取消訴訟における原告適格を有するものといわなければならない。

2 明らかに含まれる者

以上を前提とすると、少なくとも、紛争予防条例6条1項に基づき、本件施設の敷地境界線から500メートル以内の地域を関係地域（紛争予防条例2条8号）として定めており、本件計画地域の敷地境界線から約500メートル以内、もしくはその付近に居住する原告らについて、当然に原告適格が認められる。

3 生活環境影響調査報告書の範囲に居住する者

また、前述の通り、生活環境影響調査報告書の範囲に居住する者についても、当然に原告適格が認められる。

生活環境影響調査報告書の範囲について、環境省の通達によれば「調査対象地域は、施設の種類及び規模、立地場所の気象及び水象等の自然的条件並びに人家の状況などの社会的条件を踏まえて、調査事項が生活環境に影響を及ぼすおそれがある地域として申請者が設定する。」と示されている。

本件では、水質調査について、No. 1 立板沢（計画区域上流）、No. 2 立板沢（計画区域下流）、No. 3 神宮寺川（合流前）、No. 4 神宮寺川（花見橋下）、No. 5 神宮寺川（月見橋下）、No. 6 神宮寺川（向島せき）、No. 7 神宮寺川（みそぎ橋下）が水質調査地点となっている（甲3）。

したがって、No. 1 立板沢（計画区域上流）から No. 7 神宮寺川（みそぎ橋下）にかけて川が流れている範囲とその周辺は、生活環境影響調査報告書

の範囲内といえ、特に立板沢川、背山川、神宮寺川下流域の住民は、水質汚染の甚大な被害を受ける可能性が高く、当然に原告適格が認められる。

4 水害等災害及び公害の危険等が直接及ぶ者

前述に加え、本件では、本件廃棄物処分場によってもたらされる被害を受ける可能性のある住民らにも原告適格が認められるべきである。

(1) 公害

本件処分場については焼却灰が混入した粉塵、アスベストなどの飛散、ならびに廃棄物より生じる有害ガス、悪臭などが大気と共に原告等の住居に至り、公害が引き起こされる危険がある。

また、本件処分場の遮水工は不十分で廃棄物通過によって汚染された水が地下に浸透し、地下水を汚染する。地下水が汚染された場合、北洞地区、背山地区には井戸水を利用する者もあり、同地区の住民は地下水汚染に伴う健康被害にさらされることになる。加えて、他の原告は農業などを営んでおり、背山川、神宮寺川の汚染により農業に打撃を受け、原告らの身体及び財産に深刻な損害が生じることとなる。

(2) 水害

本件処分場区域内には、後述の通り、極めて危険な急傾斜地が存在し、未だ具体的に何ら対策が取られておらず、危険状態が継続している。また、本件処分場の設置に当たり、具体的にどのような工程で対策工事が行われ、それによってどの程度危険を排除できるかも曖昧である。本件では、仮に急傾斜地部分が崩壊すれば、立板沢川、埋立区域周辺水路が破壊され、想像を絶する量の水が埋め立て区域内に浸入することになる。

それらの水は瞬く間に埋め立て区域内に浸入し汚染水となり、さらにその汚染水が調整池・埋立地の盛土などをオーバーフローして洪水を引き起こすことは想像に難くない。また、本件処分場の規模からして、そのようなオーバーフローの際に大規模な土石流が周辺住民に影響を及ぼすこととなるが、当該水害への対策及び想定は十分になされていない。

さらに、本件急傾斜地の崩壊は、水害のみならず、埋め立て廃棄物の大規模な崩壊及びそれに伴う土石流の発生を招き立板沢川、背山川、神宮寺川下流域住民に生活環境上深刻な被害もたらすこととなる。

(3) そうすると、原告等はいずれも本件処分場周辺地域に居住する住民であり、少なくとも上記のような危険にさらされるのであり、原告適格を有する。

5 小括

よって、原告ら全員において、原告適格が認められる。

第4 本件処分場の有害物質汚染

1 本件処分場に廃棄される有害物質

本件処分場により処理する産業廃棄物の種類は燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む）、汚泥（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む）、廃油（タールピッチ類に限る）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む）、鉱さい（水銀含有ばいじん等を含む）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）、ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む）とされている。

2 各有害物質の危険性

これらの廃棄物から本件処分場で処分される産業廃棄物により排出されると予想される有害物質は、以下の通り一般に人体に摂取すると急性又は慢性の各種中毒症状を引き起こすほか、発ガン性、生殖毒性等を有するものと考えられている。

(1) 燃え殻、ばいじん（焼却煤、飛煤）

これらには、ダイオキシン類（ダイオキシン、ダイベンゾフラン、コプラナーPCBの総称）が含まれるところ、ダイオキシン類は、急性・慢性毒性、発ガン性、生殖毒性等を有している。

(2) 金属くず

金属くずは、水中の電流等により金属自体が水に溶出する。金属くずに含まれる鉄や銅は、一定限度を超えて摂取されると人体に中毒症状を引き起こす。また、金属くずには、カドミウム等の重金属類が含まれ、鉛、合金に添加されるヒ素、水銀、シアン等の有害物質が含まれているが、これらは人体に急性及び慢性の各種中毒症状を引き起こす。また、ニッケルは、肺ガンの原因となる。

(3) 廃プラスチック類

廃プラスチック類には、可塑剤として汎用されているフタル酸化合物が含まれているが、これにはホルモン類似の作用があり、発ガン性があるほか、生殖能力及び胎内発生に対する毒性並びに免疫毒性等がある。また、活性剤や安定剤として用いられるノニルフェノール、ビスフェノールAが含まれているが、これらは発ガン性を有している。プラスチックには安定剤としてカドミウムや鉛が、添加剤の原料としてシアンがそれぞれ使用されているが、これらは人体に各種中毒症状を引き起こす。

(4) がれき類、木くず、紙くず

がれき類、木くずは主として建築廃材であるところ、これには鉄その他の金属や、塩化ビニール製品等の新建材が使用されているから、金属くず、廃プラスチック類と同様の有害物質が含まれている。また、建築廃材には、防腐剤やシロアリ駆除剤等の薬品や、特に近時問題となっている石綿（アスベスト）が使用されている。石綿（アスベスト）の繊維は、肺線維症（じん肺）、悪性中皮腫の原因になるといわれ、肺ガンを起こす可能性があることが知られている。紙くずについても塩素が漂白剤として使用されている。

(5) 汚泥について

汚泥とは、工場排水などの処理後に残る泥状のもの及び各種製造の製造工程において生ずる泥状のもので、有機性及び無機性のすべてのもの、とされている。ここには、多種多様な有機性及び無機性の有害物、汚染物質が含まれている。

第5 大気汚染の危険性（本件処分の違法性その1）

1 総論

そもそも法15条の2第1項第2号は、産業廃棄物処理施設の設置許可を行うことについて、産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該施設に係る周辺地域の大気質、騒音、振動、悪臭、水質及び地下水について、適正な配慮がなされたものであることを要件として規定している。

2 本件処分場による大気汚染

本件処分場においてはアスベスト、焼却灰も処分される計画である。

アスベストは物質として安定し変化しにくく、悪性中皮腫や肺がんを起こす発ガン性がある。その潜伏期は長く40年とも言われている。また、焼却灰にはダイオキシン類が通常含まれている。ダイオキシン類は発がん性、催奇性などが認められている有害物質である。これらは飛散しやすく、風速及び湿度によっては、数kmの範囲にわたり飛散する。本件処分場においてはアスベスト、焼却灰の飛散対策が示されておらず、周辺住民に健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれがあることは明らかである。

3 小括

したがって、本件処分場が大気に必要な水準を満たさないものであるから、本件処分は法に違反する違法な処分である。

第6 水質汚染及び地下水汚染（本件処分の違法性その2）

1 遮水工破断の危険性

(1) 遮水工について（甲 4、12頁）

処分場上への降雨は廃棄物層に浸み込み、この浸出水が場外に浸出すれば地下水を汚染することになる。このため、廃棄物と処分場外部を隔離するために設置されるのが遮水工である。

本件処分場の遮水工（複合型遮水工）の構造は次の通りである。

保護覆土（厚さ 500 mm、砕石層を含む）

保護マット（10 mm）

遮水シート（高密度ポリエチレンシート、HDPE。厚さ 1.5 mm）

粘性土ライナー（ベントナイト混合土、500 mm）

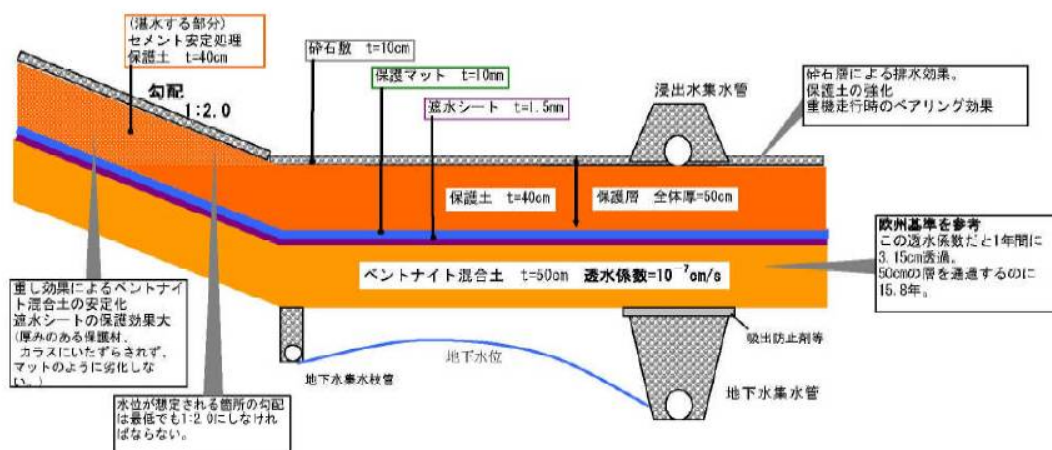


図4-6-24 底面部遮水構造模式図

(2) 遮水シートについて

ア 遮水シートの寿命はおおむね 10 年程度と考えられ、その寿命が到来したときには遮水シート全体が破綻しているため、単なる補修を行う程度では到底対応することはできない。

イ また、寿命が到来する前であっても、遮水シートは厚さがわずか 1.5 mm 程度のゴムやポリエチレン製のものであり、人間の力で簡単に穴を開けることができ、また、接合部分が脆弱であることから、実際の使用条件下において、数十トンものゴミの重圧に長期間にわたって耐え続けることはあり得ず、様々な原因が複合的に作用して損傷する。特に本件処分場予定地は地下水が豊富で水みちもあることから、下記のとおり粘性土ライナーが損壊する危険があり、また、地盤の強度が弱く不等沈下が生じる危険があり、遮水シートの破損の可能性が高いものというべきである。加えて、本件処分場区域には活断層が存在すること、活断層の活動により処分場底面が不等沈下する可能性がある。

ウ 現実にも遮水シートの破損事故が各地で発生していることから、遮水シートそれ自体の安全性に問題があること、遮水シートは必ず破損することが示されている。

(3) 粘性土ライナーについて

ア ベントナイトは酸、アルカリ及び塩分によって溶出したり性能が低下したりするため、浸出水等が粘性土ライナーに接触した場合には予定されたバリアー機能を大きく損なうことになる。また、水を含んだ状態からいったん乾燥すると粉末状になりやすく、粘性土ライナーは容易に亀裂を生ずる。

イ ベントナイトは大きな膨潤性を有することから、水分吸収によって地盤を膨張させ、上部の構造物に変形や破壊を生じさせることになりかねず、本件処分場の遮水シート、地下水集排水管、浸出水集排水管などが破壊される可能性がある。また、土が膨潤すると、その剪断強度が低下するところ、本件処分場では底面部のみならず、法面部にもベントナイトを敷設するから、特に強力な剪断力が働いて脆弱となる。

ウ 広大な面積の土地に均一に粘性土ライナーを敷設するのは不可能である。また、湧水等の水に触れた部分と触れていない部分が均一にならず、粘土層の中に空隙や亀裂が生じる可能性もある。

エ 本件処分場予定地付近は豊富に地下水を含んでいるところ、本件処分場に遮水シートを張ってしまうと、そこから本件処分場予定地の谷間に湧き出していた地下水が湧出口を塞がれることになるから、おのずと地下水位が上昇することになる。本件処分場予定地周辺の豊富な地下水を被告の敷設する程度の地下水集排水管ですべて排水することは不可能であり、また、地下水集排水管が不織布等に目詰まりを起こした場合、地下水は集排水管に流れることができず、粘性土ライナーを圧迫していくことになる。

(4) 以上のように遮水工が十分に機能せず、本件処分場の浸出水が、本件処分場外に漏れ出す災害が発生した場合、本件予定地周囲の地下水が浸出水により汚染されることは明らかである。

2 本件処分場区域内における砂利採取調整池の存在による遮水工破断

(1) 三嶽鉦山跡地の調整池（甲5）

本件処分場は三嶽鉦山跡地に建設されるものであるが、三嶽鉦山は砂利採取にあたって、A地区調整池、B1調整池(大小2つある)、B2調整池の4つの調整池を作っていた。常時水が溜まっていたところから各調整池には湧水もあったと推察される。

A地区調整池はA1, A2の2つに分かれ, A1は沈砂部分なども含める。堤防天端まで含めるとおおよそ4mの深さである。A2部分は採石により21.75mの深さが掘られ, 岩屑や残土で埋め戻された上, さらにおおよそ深さ4mの調整池が作られていた。B1, B2についても, 深さ4mの調整池が作られていた。

- (2) そして, 本件処分場の廃棄物処分区域は調整池跡地上にあるため, 調整池部分は残土などによって埋め戻された場所となり, それ以外は岩盤上にあると推察され均質な強度の地盤とはなっていない。そのため, 不等沈下の原因となり, 遮水工に対して強い剪断力が作用するものとなっており, 遮水工破断の原因となる。
- (3) 調整池は, 常時水が溜まっていたことから湧水があったと考えられる。そうであれば, 遮水工に強い水圧がかかるため, 遮水工破断の原因となる。加えて, 処分区域の雨水などが漏れれば, 地下水路を通じて有害物質が拡散し, 原告らの生活環境を脅かすことにある。
- (4) したがって, 本件処分場は法が求める安全性を満たしていない。

3 帯水層の地下水が押し上げられることによる遮水工破断

(1) 本件処分場開発区域の断層と地質

本件処分場開発区域内断層は東西系5本(F1ないしF5), 南北系5本(F6ないしF10)となっている(甲6)。各断層及びその周辺は破碎層が幅広く確認できる(甲7)。これらの破碎層は通常水みちや帯水層になる。断層には傾斜があり, 向かい合う断層が切り合った傾斜となっているため, 地下においてくさび形の断面を形成する。このような形態は水をためやすい。本件断層もF1とF3, F4とF5, F7とF8とF9がそれぞれ切り合った構造になっている(甲8)。そのため, 本件処分場予定地は帯水層を生じやすい構造になっている。

(2) 水みちの分布と地下水の流れ

本件事業者は, 株式会社ジーベックに地質, 水利構造の調査を依頼し, 株式会社ジーベックが実施した比抵抗解析結果によると, 上記くさび形構造をなしている断層部分に低抵抗箇所, すなわち帯水層が検出されている(甲9)。この結果は明治コンサルタント社による比抵抗解析結果に表れている(甲10)。

こうした比抵抗解析結果によって示される地下構造から帯水層, 水みちが判断できるのであるが, 本件処分場予定地には断層に沿って, 帯水層, 水みちが確認できる。地下水は水みちに従って流れるが, 東西系断層の場合は東から西に向かって地下水は流れていく。断層は特別な事情がない限りは地層の走向に従って, 直線上に東西双方に向かっていくた

め、本件処分場内の水みちも当然西に向かって流れていくことになる。この西に向かうみず道の延長線上には北洞地区の民家が存在し、原告ら北洞地区住民のうち、背山地区の〇〇〇〇氏及び北洞地区の〇〇〇〇氏は井戸水を使用している。

4 小括

- (1) 以上の通り、本件処分場予定地の地盤は砂利採取場であった時期の調整池部分及びその他の部分とで連続性がないため、不等沈下を生じさせる。また、帯水層、水みち部分はそれ以外の部分に比較して沈下速度が速いため、不等沈下の原因となる。これらの不等沈下は遮水工に強い剪断力が働き、遮水工が破損し、廃棄物からしみ出る汚染水が域外に流出することになる。

(2) 帯水層に対する加圧による遮水工の破損

本件処分場によって底部分には高い圧力が加わるために、帯水層が加圧され帯水層中の地下水が押し上げられることになる。これより遮水工に対して部分的な圧力が加わる結果、剪断力が働き遮水工が破断することになる。

(3) 地下水汚染

前記活断層による破損、不等沈下ないし帯水層加圧による破損により本件処分場により地下水汚染が生じることになるが、その汚染水は北洞地区を始めとした下流域を直撃することとなる。井戸はもちろん、河川に対しても水質汚染を招く。

したがって、本件処分が水質保全に必要な水準を満たさないものであるから、本件処分は法15条の2に違反する違法な処分である。

第7 災害の危険性（本件処分の違法性その3）

1 最終処分場に関する防災上の規制

産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は、都道府県知事に対して所定の事項を記載した申請書を提出し、その許可を受けなければならないところ（法15条1項、2項）、特に、当該施設が最終処分場である場合は、その設置により周辺地域に災害が発生することを未然に防止するため、同申請書に災害防止のための計画を記載しなければならないとされ（同条2項8号）、これを受けた廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「規則」という。）11条4項は、災害防止のための計画に係る事項として記載すべきものとして、産業廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項（1号）、公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項（2号）、火災の発生の防止に関する事項（3号）等を規定している。

法15条の2第1項は、上記の知事の許可につき、当該産業廃棄物処理施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること（1号）や、当該施設の設置や維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること（2号）を要件とし、当該産業廃棄物処理施設が管理型最終処分場である場合、同項1号の技術上の基準については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令2条（1条準用）によって詳細な基準が定められている。

法15条の2第1項は、法15条2項8号の規定と併せ読めば、周辺地域に災害が発生することを未然に防止するという観点からも処分場施設としての許可が判断されていることは明らかである。

そして、人体に有害な物質を含む産業廃棄物の処理施設である最終処分場については、設置許可処分における審査に過誤、欠落があり有害な物質が許容限度を超えて排出された場合には、その周辺に居住するなどしている者の生命、身体に重大な危害を及ぼすなどの災害を引き起こすことになるため、その審査は厳格なものとならなければならない。

2 本件処分場の防災措置

(1) 本件処分場の構造

本件処分場のうち、廃棄物が処分され埋め立てられる区域は周囲を水路（開渠）で遮断し、埋立区域外より雨水が浸入しない構造となるとしている。埋立区域内には立板沢が存在するが、埋立区域外を区域に沿って流れるよう水路を変更する計画である。

また、埋立区画内の雨水は、処分場内及び浸出水調整槽に貯留し、処理施設において処理後に下流河川に放流するとしている。埋立区域内の底は遮水工が施され区域内にしみこんだ雨水は底の集水管を通じて調整槽に集められ、環境処理後にいったん調整池にためられた後に下流域に放流される。

したがって、本件処分場計画では埋立区域内に降り込む雨水のみが処理され、外部からの雨水などの水分の流入は存在しない建前になっている。埋立区域の浸透せず表面を流れる雨水及び浸透水は最終的には調整池に貯められて洪水調整されるのであるが、その設計は埋立区域内の降雨量を受け止め、洪水を防止するしくみになっている。

(2) 本件処分場の埋立行為（甲4、4頁ないし8頁）

本件処分場は廃棄物によって埋め立てられていくのであるが、次の4期に分けて埋め立てられ、最終的には300万m³を超える。下流部に土堰堤を作り埋め立ててはまた土堰堤を作り埋め立てるというように、一

定の勾配をつくりつつ、小段を繰り返して埋立を完成させていく。

第1期埋立

埋立容量 530, 552

(廃棄物 376, 098, 覆土 154, 454) m³

埋立面積 28, 597 m²

埋立期間約4年

第2期埋立

埋立容量 451, 129

(廃棄物 338, 374, 覆土 112, 755) m³

埋立面積 37, 580 m²

埋立期間約5年

第3期埋立

埋立容量 738, 765

(廃棄物 572, 276, 覆土 166, 489) m³

埋立面積 47, 424 m²

埋立期間約8年

第4期埋立

埋立容量 1, 405, 145

(廃棄物 882, 844, 覆土 522, 301) m³

埋立面積 82, 272 m²

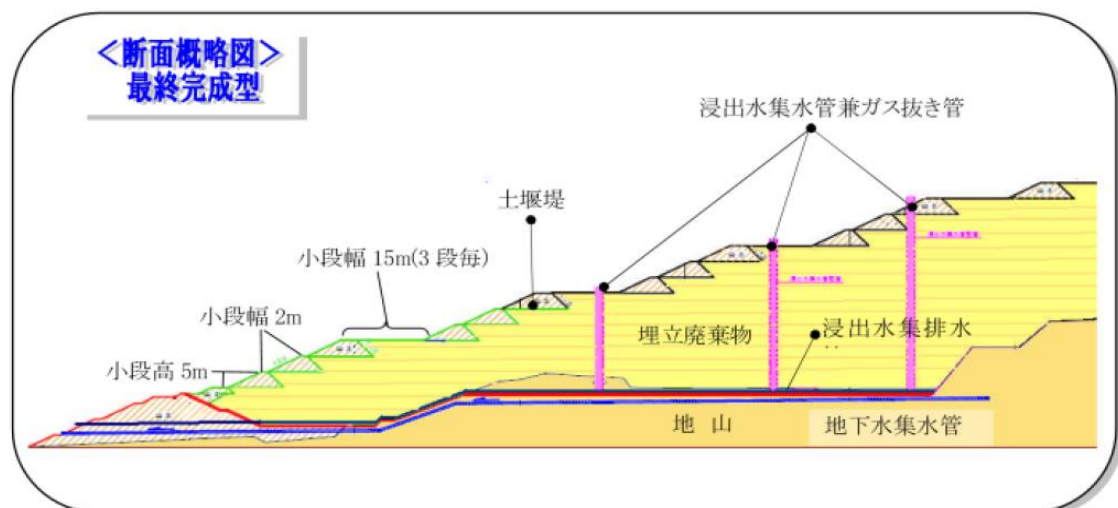
埋立期間約16年

(3) 埋立行為

①ゴミ搬入場所：そもそも雨水以外入らない仕組み。

水路が機能しなくなると、そもそも問題。

②残置森林：一定量の想定量が決まっているが、そもそも崩壊してしま



うと、想定外の範囲で発生する。

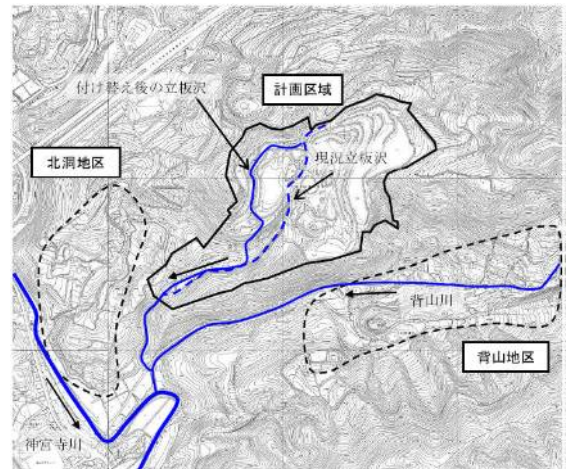
3 崩壊斜面（本件急傾斜地）の存在

- (1) 平成30年7月12日、本件処分場区域内において、大規模な地すべりが発生した。現在も、さらに崩壊範囲は西側隣接地の里道・管理用道路まで拡大しており、北側私道を超えてさらに上部を侵食し、最上面の私有道路は完全に崩壊している。また、崩壊部は、下部の風化基盤まで及び、船底型の崩壊底部にすべり面と思われる破砕粘土層が確認できる状況に至っている。
- (2) そして、本件処分場予定地内には、浜松市北区引佐町奥山字背山1397番149、同1397番193、同1397番194、同1397番195、同1397番196、同1397番203、同1397番204、同1397番205、奥山字尾沢山1115番137、同1115番141、同1115番368の土地を含んでいる（以下これらを含む。以下、「本件閉山土地」と呼ぶ）。これらのうち、背山1397番149等は急勾配となり、特に崩壊防止措置がとられていない（以下「本件急傾斜地」と呼ぶ。）
- (3) そして、この崩壊斜面（急傾斜地）の崩壊により、処分場内を流れる立板沢川及び埋立区域を取り囲む開渠部分が破壊され、大量の水が廃棄物によって埋め立てられた区域内に流れ込むことになる。その結果、廃棄物によって汚染された雨水などがオーバーフローをきたし下流域に流れ込み、災害、有害物質水汚染を招くことになる。



4 本件急傾斜地崩壊による立板沢川崩壊の危険

ところで、本件処分場予定地内には立板沢川(法定外公共物、いわゆる青線)が流れているが、処分場建設にあたっては流路を変更され、新流路は本件急傾斜値を横切る予定である。本件急傾斜地は現在崩壊が始まっており、今後大規模に崩壊する危険が高い。この土地が崩壊した場合には新流路に土砂が流入する結果、立板沢川の水は行き場を失い、処分場内に進入することになる。



また、崩壊した土砂は埋立地周辺の排水溝もまたふさぎ、同排水溝を流れる雨水もまた処分場内に進入することになる。これらの水分の進入は本件処分場では想定されていないため、処分場に進入した河川水、雨水は廃棄物によって汚染された上、処分場域外に流下することになり、処分場下流域の河川を汚染させることになる。

以上の事情から、本件処分場内には処分場外の水が流れ込む結果、本件最終処分場で予定されている調整池の許容範囲を超える水量が調整池に流れ込むことは容易に想像できる。その結果、次の危険性を立板沢川、背山川、神宮寺川下流域住民に生活環境上深刻な被害もたらす。

- ① 大量の雨水などにより、最終処分場に積み上げられた廃棄物を含んだ土砂が土石流となって下流域を下り降りる。
- ② 廃棄物によって有害物質によって汚染された水が洪水となって下流域を襲う。

5 小括

以上の次第で、本件処分場は重大な欠陥があり災害を引き起こす危険性があるため、本件処分は法に違反する違法な処分である。

第8 結語

以上の次第で、本件処分場を設置することにより、有害物質により汚染された地下水等が下流域に流れることや、大気汚染等により、原告らの生命・身体・財産に重大な影響を与えることは明白であるにも拘わらず、これらの点を十分に考慮しておらず、本件処分には重大な違法性が認められる。

したがって、請求の趣旨記載のとおり、本件処分場設置許可処分の取消

しを求める。

以上

証拠方法

甲第 1 号証	産業廃棄物処理施設設置許可証
甲第 2 号証	浜松市廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例
甲第 3 号証	「4-6 地下水」
甲第 4 号証	別紙 1「廃棄物処理施設野市、構造等の設置に関する計画」
甲第 5 号証	三嶽鉦山有限会社岩石採取事業計画平面図
甲第 6 号証	地表湧水点分布図
甲第 7 号証	株式会社ミダック三嶽鉦山採石場跡地・管理型最終処分場設置事業に係る生活環境影響調査（地質水理構造、ボーリング調査）報告書
甲第 8 号証	想定地下水流動方向図（深部）
甲第 9 号証	比抵抗解析断面図
甲第 10 号証	地すべり測量調査・解析及びその防止対策工設計のうちの準備基礎調査・詳細調査・データ解析業務ほか調査業務報告書

附属書類

1	訴状副本	1 通
2	甲第 1 号証ないし甲第 10 号証写し	各 2 通
3	訴訟委任状	25 通

略